

旭川市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年12月13日

旭川市議会

議長 福 居 秀 雄 様

提出者 議会運営委員会

委員長 中 野 ひろゆき

旭川市議会基本条例の一部を改正する条例

旭川市議会基本条例（平成２２年旭川市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

目次中「第６条」を「第７条」に，「第７条―第９条」を「第８条―第１０条」に，「第１０条―第１２条」を「第１１条―第１３条」に，「第１３条・第１４条」を「第１４条・第
「第６章 議会改革の推進（第
「第６章 体制整備（第１５条―第１８条） 第７章 議員の政治倫理（第
１５条」に， を
第７章 補則（第１９条・第２０条） 」 第８章 体制整備（第２０条
第９章 補則（第２４条）

第１６条・第１７条）

第１８条・第１９条）

に改める。

―第２３条）

」

第１条中「こたえ」を「応え」に改める。

第２０条を第２４条とする。

第１９条を削る。

第７章を第９章とする。

第６章中第１８条を第２３条とし，第１５条から第１７条までを５条ずつ繰り下げる。

第６章を第８章とし，第５章の次に次の２章を加える。

第６章 議会改革の推進

（議会改革）

第１６条 議会は，議会の信頼性を高めるため，継続的な議会改革に取り組むものとする。

（議会運営の評価及び検証）

第１７条 議会は，常に市民の意見，社会情勢の変化等を勘案して，議会運営に関し不断の評価及び検証を行い，改善の必要があると認めるときは，適切な措置を講ずるものとする。

第７章 議員の政治倫理

（議員の政治倫理）

第１８条 議員は，市民の負託に応えるため，高い倫理的義務が課せられていることを自覚し，市民の代表として良心と責任感を持って，議員の品位を保持し，識見を養うよう努めるものとする。

(ハラスメントの防止等)

第19条 議会及び議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止及び排除に努めるものとする。

2 ハラスメントの防止及び排除のために議員が果たすべき責務その他必要な事項は、別に定める。

第5章中第14条を第15条とする。

第13条中「市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）」を「市長等」に改め、同条を第14条とする。

第4章中第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第3章中第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第2章中第6条の次に次の1条を加える。

(災害時の対応)

第7条 議会は、大規模災害が発生し、市内に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるときは、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と連携し、的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めるものとする。

2 大規模災害時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。